

地域未来投資促進法の概要

～地域特性を活かして地域経済を牽引～

2023年4月

【お問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局

地域経済部 地域未来投資促進室（佐々木・本間）

E-mail : bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

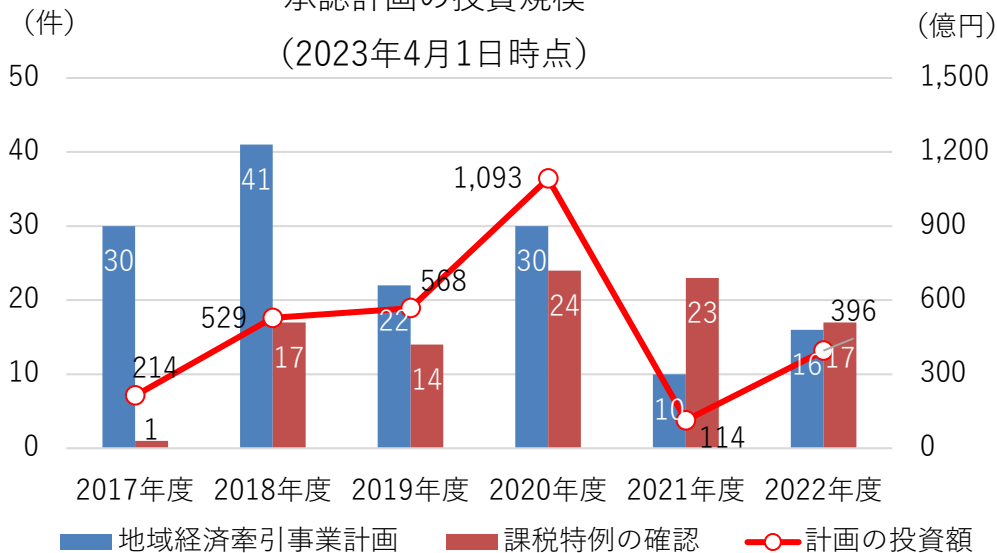
電話 : 011-709-2311（内線2553）

1. 地域未来投資促進法

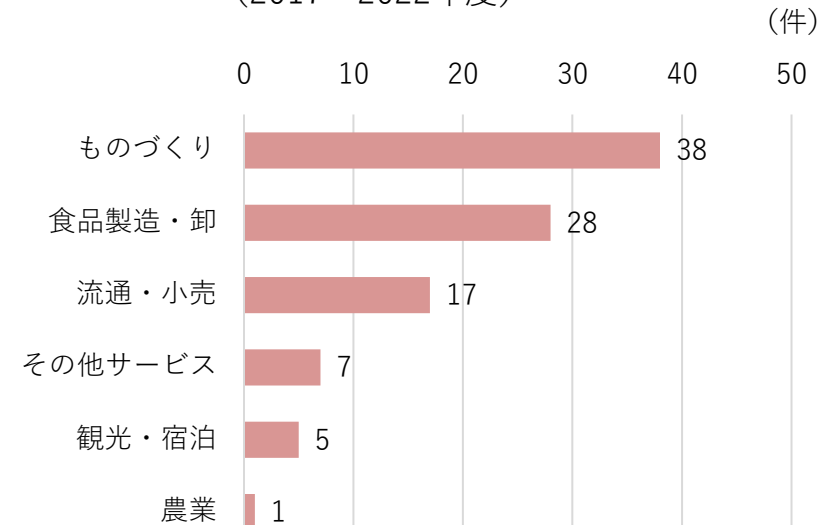
- 地域未来投資促進法は、地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を集中的に支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図るもの。
- 法施行（2017年7月31日）以降、道内では、172事業者・149件・投資規模約2,913億円の「地域経済牽引事業計画」を承認（うち、道外35事業者・30件）。※複数事業者の計画を含む。
- 主たる支援メニューとして、税制（法人税、不動産取得税、固定資産税の減免）により、96件の工場・設備等の投資を支援（様々な企業規模、業種で活用）。

※件数等は、2023年4月1日現在

地域未来投資促進法の執行件数と
承認計画の投資規模
(2023年4月1日時点)

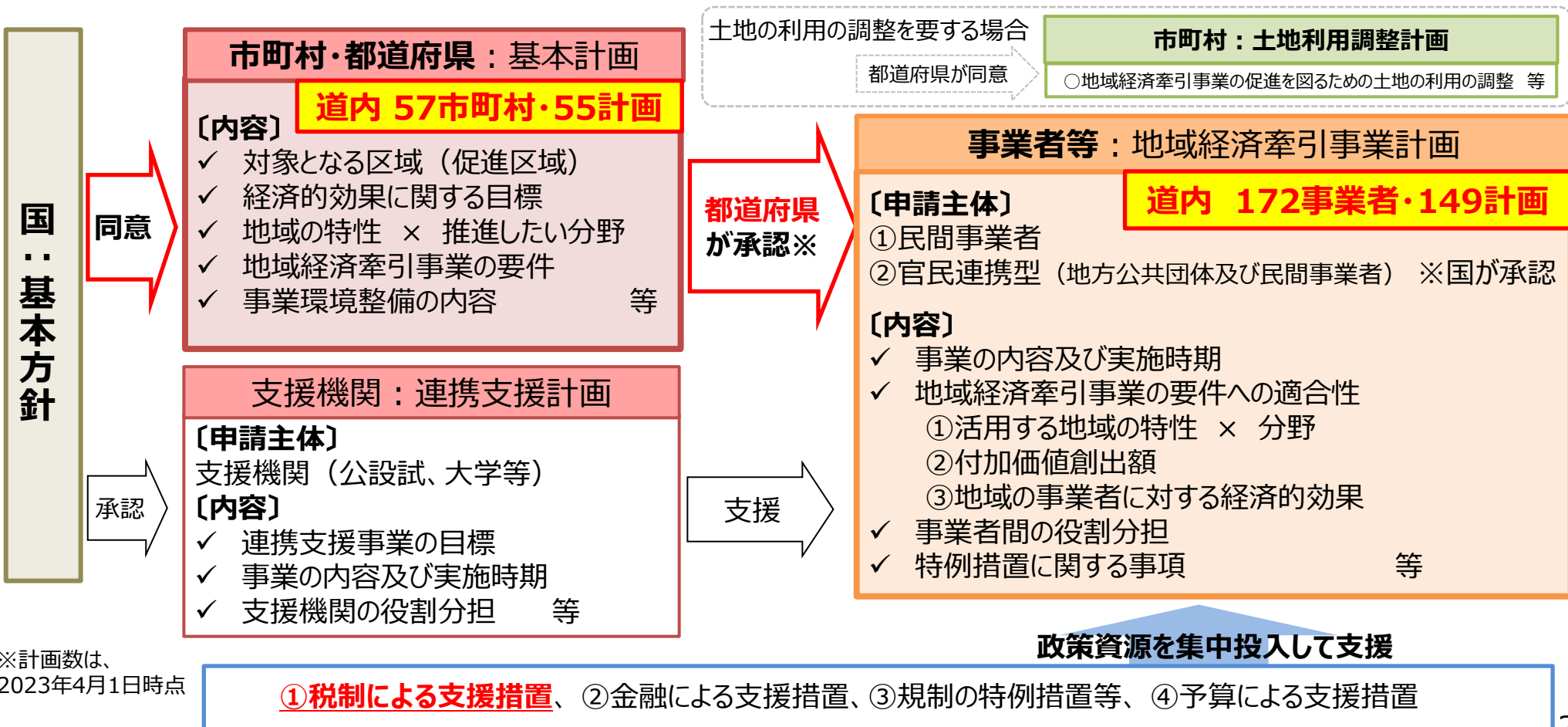


分野別の税制支援状況
(2017～2022年度)



2. 地域未来投資促進法の概要

- 本法の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を**策定**し、国が同意。
- 基本計画に基づき**事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」**を、**都道府県知事が承認**。
- 地域経済牽引事業計画の**承認事業者に対して、税制等により支援**。
- 地域経済牽引事業の支援を行う「地域経済牽引支援機関」による連携支援計画を国が承認。



3. 地域経済牽引事業計画の承認事業者等の支援措置

① 税制による支援措置

- **地域未来投資促進税制**【2024年度末まで】
地域経済牽引事業に従って **建物・機械等の設備投資**を行う場合に、**法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）**を受けることができる。
※都道府県の承認に加えて、国（主務大臣）の確認を受ける必要がある。
- **固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税**
各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、**固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税**を受けられる場合がある。
※詳細の要件や適用期限は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。
- **【自治体向け】地方税の減収補てん制度**【2024年度末まで】
国（主務大臣）の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業について、固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方自治体に対し、**減収額の一部を地方交付税で補てん**する。

② 金融による支援措置

- **日本政策金融公庫からの固定金利での融資**
地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、**日本政策金融公庫から固定金利での貸付け**を受けることができる。
※制度の利用には、日本政策金融公庫の審査を受ける必要がある。
- **日本政策金融公庫による海外展開支援**
地域経済牽引事業に資する海外事業展開について、日本政策金融公庫により、**海外子会社への直接貸付けや信用状の発行**を受けることができる。
※制度の利用には、日本政策金融公庫の審査を受ける必要がある。
- **信用保証協会による債務保証**
地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、**通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証**を受けることができる。※制度の利用には、信用保証協会の審査を受ける必要がある。
- **中小企業投資育成株式会社からの出資**
地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、資本金が3億円を超える株式会社であっても、**中小企業投資育成株式会社からの出資**を受けることができる。※制度の利用には、中小企業投資育成株式会社の審査を受ける必要がある。
- **食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん**
地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、**食品等流通合理化促進機構による保証やあっせん**を受けることができる。
※制度の利用には、食品等流通合理化促進機構の審査を受ける必要がある。

③ 規制の特例措置等

- **【自治体向け】工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和**
都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設定されている場合、**市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和**される。
- **【自治体向け】農地転用許可等の手続きに関する配慮**
都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、**農地転用許可等の手続きに関する配慮**を受けることができる。
- **【自治体向け】市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮**
都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、**食品関連物流施設・植物工場等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮**を受けることができる。
- **地域団体商標の登録に関する特例措置**
地域経済牽引事業の実施の際には、**一般社団法人も地域団体商標の登録**ができる。
- **財産処分制限解除手続きのワンストップ化**
地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画については、**補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関わる各省各庁の承認**について、**地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請**を行うことができる。
- **事業環境整備の提案**
地域経済牽引事業者は、基本計画を策定した都道府県・市町村に対して、制度の柔軟な運用を求めるなどの**事業環境整備の提案**を行うことができる。
- **事業承継に関する特例措置**
地域経済牽引事業として事業承継等を実施する場合には、**①事業協同組合等を設立する際の発起人の数の要件が緩和**される。②事業譲渡の際の債権者への通知に関し、通常必要となる**債権者からの個別同意を簡略化**できる。

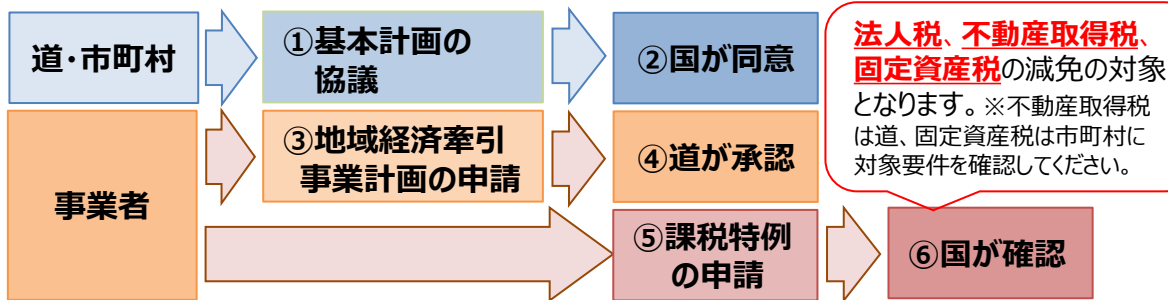
④ 予算による支援措置

- **各種予算事業等による加点措置・優遇措置等**
地域経済牽引事業者は、**各種予算事業において加点措置・優遇措置**を受けることができる。
…地域DX促進環境整備事業（地域デジタルイノベーション実証型）【令和5年度当初】（加点）、IT導入補助金（加点）、ものづくり補助金（審査上の考慮）

4. 事業者向け支援措置（税制支援）

- 地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術等)を活かした先進的な事業に係る投資に対して、課税の特例の対象となる。

課税の特例申請スキーム【適用期間：2024年度末まで】



【法人税】課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は**80億円が限度**となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の**20%相当額が限度**となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

地域経済牽引事業計画（道の承認）

道・市町村が作成する基本計画への適合

- ①地域の特性の活用 ②高い付加価値の創出 ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

- ① **先進性を有すること**（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

- ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上

※ 対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

＜上乗せ支援の要件＞

以下の要件⑥⑦を満たすこと（2019年4月1日以後に地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業が対象）

- ⑥ 次の（ア）又は（イ）のどちらかを満たすこと

- （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- （イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（2023年4月1日以後に地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業が対象）

- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

5. 道内の基本計画の作成状況

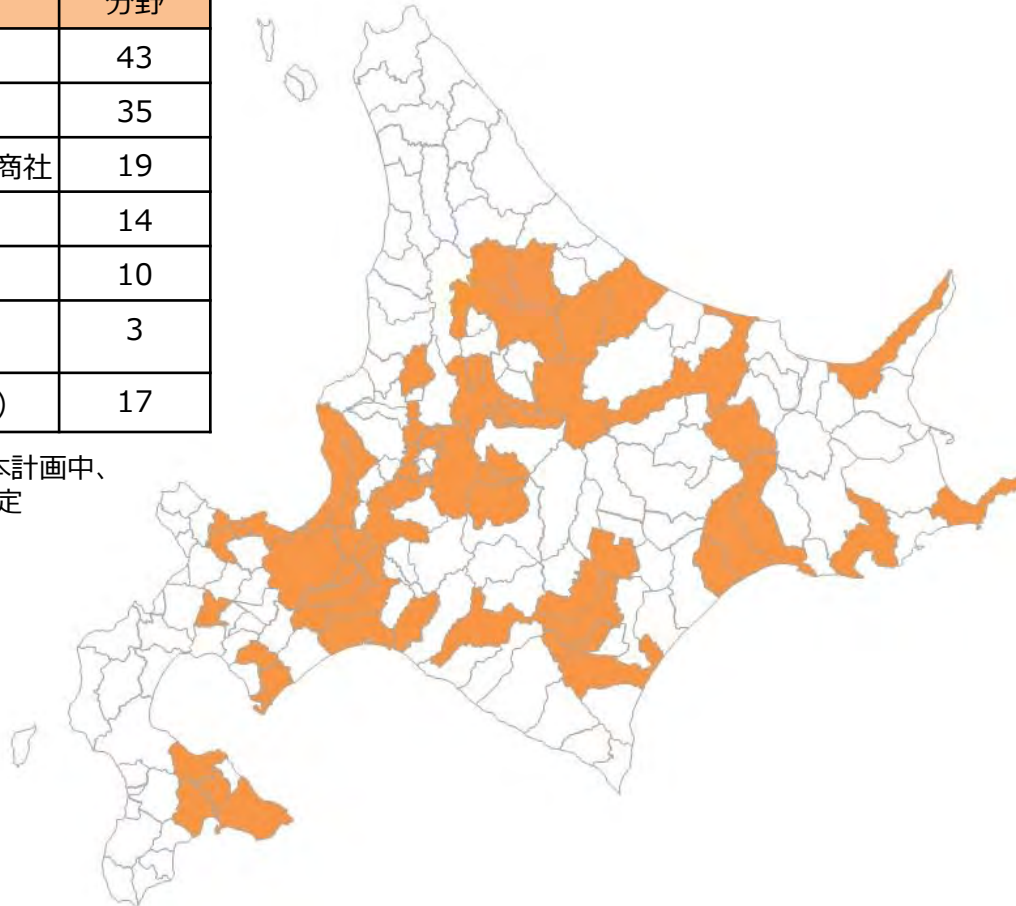
- 道内179市町村のうち、57市町村（55計画）が基本計画を作成。
- 市町村（計画）ごとに地域の特性を活かして、様々な分野を設定。

（市町村数・計画数は、2023年4月1日時点）

道内57市町村の基本計画で
設定されている推進分野数

推進分野 (活用戦略)	設定 分野
成長ものづくり	43
観光・スポーツ等	35
農林水産・地域商社	19
環境・エネルギー	14
第4次産業革命	10
ヘルスケア・ 教育サービス	3
その他（物流等）	17

※各自治体の基本計画で、
複数の分野を設定



石狩管内	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町
空知管内	美唄市・奈井江町（共同）、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、南幌町、長沼町、妹背牛町、沼田町
後志管内	小樽市、ニセコ町、仁木町、余市町
胆振管内	室蘭市、苫小牧市、登別市、壮瞥町、厚真町
日高管内	平取町
渡島管内	函館市・北斗市・七飯町（共同）、北斗市、森町
上川管内	旭川市・東神楽町・東川町（共同）、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、上川町、東川町、上富良野町、中富良野町、下川町
オホーツク管内	北見市、紋別市、津別町、斜里町、滝上町
十勝管内	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、大樹町
釧路管内	釧路市・白糠町（共同）、厚岸町
根室管内	根室市

6. 自治体向け支援措置

(1) 税制支援（地方税の減収補てん制度）

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合がある。
- 国では、都道府県・市町村が固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を行った場合に、都道府県・市町村に対して減収分を補てんする措置を講じている。

	都道府県	市町村
【対象自治体】	財政力指数が0.52未満の都道府県	①財政力指数が0.67未満の市町村 ②財政力指数が0.67以上0.80未満の市町村
【対象事業】	課税特例の確認を受けたもの（詳細は4ページ参照）	①課税特例の確認を受けたもの ② <u>上乗せ要件⑥（イ）</u> を満たし、課税特例の確認を受けたもの（詳細は4ページ参照）
【対象業種】	指定なし	
【対象資産】	土地・建物	土地・建物・構築物
【取得価額下限】	1億円以上（農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上）	
【税目】	不動産取得税（都道府県）	固定資産税（市町村）（3年間）
【補てん率】	減収額の3/4	①減収額の3/4 ②減収額の1/4
【適用期限】	2024年度末まで	

(2) 規制の特例措置

基本計画に「重点促進区域」を設定することにより、規制の特例措置を受けることができる

【手続きの流れ】

基本計画に「重点促進区域」を設定（国の同意）

市町村は、環境施設
面積率・緑地面積率を
緩和する「条例」を制定

市町村は、「土地利用調
整計画」を作成
(知事による同意)

工場立地法における 環境施設面積率・緑地面積率の緩和

- 工場立地法のルール（敷地面積に係る基準）
環境施設面積率25%以上、うち緑地面積率20%以上

- 市町村は、重点促進区域（工場立地特例対象区域）について、以下の表の範囲で**環境施設※1面積率等を緩和**できる。

	甲種区域※2	乙種区域※3	丙種区域※4
環境施設面積率	15%以上 25%未満	10%以上 25%未満	1%以上 15%未満
うち緑地面積率	10%以上 20%未満	5%以上 20%未満	1%以上 10%未満

※1 修景施設、屋外運動場、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等

※2 住居・工業併用で供されている区域（準工業地域）

※3 主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）

※4 乙種区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物が無い区域

農地転用許可等の手続きに関する配慮 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮

- 市町村は、土地利用調整が整った地域経済牽引事業の施設について、以下の配慮を受けることができる。
※市町村の担当部局等と十分調整を行うこと。

① 農地転用許可等

土地利用調整区域に位置付けられた施設の用地について、
・農用地区域※1：転用禁止→**農用地区域から除外できる**
・第一種農地※2：転用不許可→**転用を許可できる**

※1 指定用途以外の転用はできない。転用には農用地区域からの除外が必要。

※2 一定の場合に限って、転用できる。

② 市街化調整区域の開発許可

下記の対象施設に関しては、市街化調整区域における開発を原則として許可して差し支えないものとする。

【対象施設】

流通の結節点：食品関連物流施設、植物工場、生体材料の研究施設・工場
原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍：研究施設・工場
変電所の近傍：コンピュータやデータ通信のための装置の設置・運用に特化した施設